

# 答 申 書

## 第 1 松山市文書法制審議会の結論

処分庁が、令和 6 年 3 月 1 8 日に 5 松（道河整）第 5 2 8 号でした保有個人情報を不開示とする決定は、妥当である。

## 第 2 審査請求の経緯

### 1 本件開示請求

審査請求人は、令和 6 年 3 月 7 日、処分庁に対し、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 7 7 条第 1 項の規定に基づき保有個人情報の開示の請求をした（乙第 1 号証）。

### 2 本件処分

処分庁は、令和 6 年 3 月 1 8 日、審査請求人に対し、法第 8 2 条第 1 項の規定に基づき、本件開示請求に係る保有個人情報を不開示とする決定をした（乙第 2 号証）。

### 3 本件審査請求

審査請求人は、令和 6 年 6 月 1 7 日、審査庁の松山市長に対し、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 8 6 号）第 2 条に基づき、本件処分を不服として本件審査請求をした。

### 4 松山市文書法制審議会への諮問

審査庁は、令和 6 年 8 月 1 6 日、本件審査請求を法第 1 0 5 条第 3 項で準用する同条第 1 項の規定に基づき当文書法制審議会に諮問し、当審議会の個人情報保護分科会は松山市文書法制審議会条例（平成 2 8 年松山市条例第 7 号）第 6 条第 1 項第 2 号の規定により本件審査請求を調査審議することとした。

## 第 3 本件開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政情報の名称又は内容

松山市〇〇町〇〇番、〇〇番及び〇〇番の土地売買契約書一式

## 第 4 本件処分の内容、理由

処分庁は、〇〇町〇〇番及び〇〇番の土地を寄附により取得し、〇

○番の土地は審査請求人の所有であったため、これらの土地の売買契約をしておらず、上記第3の本件開示請求に係る保有個人情報に不存として不開示とする決定をした。

## 第5 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び令和6年8月5日付け反論書によれば、要するに、審査請求人の主張は次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

処分庁は、○○町○○番、○○番及び○○番の土地を買収しているから、これらの土地の売買契約に係る書類を保有しているはずであり、これらの書類の開示を求める。

### (2) 審査請求の理由

ア 登記事項証明書によれば、処分庁は○○町○○番の土地を買収しているから、同土地の地積測量図、調停調書（又は遺産分割協議書）を保有しているはずである。

イ 図面や登記承諾書によれば、処分庁は○○町○○番の土地を買収しているから、同土地の地積測量図を保有しているはずである。

ウ 図面や登記承諾書によれば、処分庁は○○町○○番の土地の一部を買収しているから、同土地の調停調書を保有しているはずである。

## 第6 処分庁の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

## 第7 処分庁の弁明の理由

### (1) ○○町○○番の土地の地積測量図及び調停調書

ア 審査請求人は、令和5年2月24日に○○町○○番の土地の遺産分割協議書及び測量図の開示を求めて処分庁に審査請求を提起しており、同年9月6日に松山市文書法制審議会個人情報保護分科会の答申で認定された事実は次の(ア)、(イ)のとおりであるから、処分庁が○○町○○番の土地に係る地積測量図及び調停調書を保有していないことは明らかである。

(ア) ○○年度の買収で処分庁が取得した土地に係る書類が綴じられ

ている「〇〇年度道路橋梁新設ほか契約書（公有財産購入費）」の簿冊には、〇〇町〇〇番の土地に係る書類は何ら綴じられていない（乙第3号証 第9 4(4)）。

(イ) 〇〇年度に受けた寄附に係る書類が綴じられている「〇〇年度寄附採納綴」の簿冊には、審査請求人が処分庁に提出した〇〇町〇〇番の土地の寄附申込書は綴じられていたが、当該土地に係る遺産分割協議書及び測量図は綴じられていない（乙第3号証 第9 4(5)、(6)）。

イ また、寄附を受ける際の関係書類として処分庁が調停調書を保有していた可能性はあるが、当時は所有権の変更登記のための資料を法務局に提出する際に原本還付の手続や資料の写しを保存する取扱いをしていなかったため、処分庁はこれらの資料を現に保有していない。さらに、本件審査請求を受けて、令和6年6月21日に、処分庁職員が改めて上記ア(イ)の簿冊を探索し、〇〇町〇〇番の土地に係る調停調書が存在しないことを確認した。

(2) 〇〇町〇〇番の土地の地積測量図

ア 〇〇町〇〇番の土地の登記事項証明書（乙第4号証）及び寄附承諾書（審査請求書添付書類⑥）によると、当該土地は、〇〇年〇〇月〇〇日に当時の共有者全員から寄附を受けて分筆をすることなく処分庁が全部を取得したものであり、処分庁は当該土地を買収していない。

イ 買収や分筆を必要とする寄附により取得する場合はその取得面積を測量する必要があるが、〇〇町〇〇番の土地は全部が寄附を受けての取得であったため、処分庁は地積測量図を作成しておらず、当然にこれを保有していない。

(3) 〇〇町〇〇番の土地の調定調書

〇〇町〇〇番の土地の登記事項証明書（乙第5号証）によると、当該土地は〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人が相続により取得し、その後も処分庁が当該土地を取得した事実はないから、調停調書はもとより取得に係る書類を保有していない。

## 第8 審議の経過

当審議会の処理経過は次の表のとおりである。

年月日	経過
令和6年8月16日	諮問書の受理
令和6年9月6日	第1回審議・調査
令和6年10月15日	第2回審議

## 第9 当審議会の判断

### 1 本件処分の内容

本件処分は、処分庁が、前記第3の保有個人情報記録されている行政情報を保有していないとして不存在により不開示とする決定をしたものである。

### 2 本件審査請求の争点

前記第5の審査請求人の主張、第6の処分庁の弁明の趣旨及び第7の処分庁の弁明の理由によれば、本件審査請求の争点は、処分庁が次の書類を保有しているかどうかである。

- (1) ○○町○○番の土地の地積測量図、調停調書（又は遺産分割協議書）
- (2) ○○町○○番の土地の地積測量図
- (3) ○○町○○番の土地の一部の調停調書

### 3 争点についての判断

- (1) ○○町○○番の土地の地積測量図、調停調書（又は遺産分割協議書）

ア 当審議会の個人情報保護分科会は、令和6年9月6日、委員3名により処分庁が特定・抽出した本件開示請求に係る書類を綴じた簿冊を検分した。

イ ○○年度に受けた寄附に係る書類が綴じられている簿冊（○○年度寄附採納綴）には、関係書類として起案文書、○○町○○番の土地の寄附申込書、位置図、土地の調書が綴じられていたが、地積測量図、調停調書、遺産分割協議書は綴じられていなかった。

ウ また、前記第7(1)ア(ア)に記載のとおり、当分科会は令和5年9月6日の調査審議で、買収に係る書類が綴じられている簿冊に当該土地に係る書類が何ら綴じられていないことを確認した。

エ 以上のことから、処分庁は〇〇番の土地の地積測量図、調停調書、遺産分割協議書を保有していないと認められる。

(2) 〇〇町〇〇番の土地の地積測量図

ア 当分科会は、令和6年9月6日、委員3名により処分庁が特定・抽出した本件開示請求に係る書類を綴じた簿冊を検分した。

イ 土地の寄附に関する書類が綴じられている簿冊(〇〇年・〇〇年寄附起案登記済証綴)には、関係書類として起案文書、〇〇町〇〇番の土地の寄附申込書、寄附の登記承諾書、位置図、土地の調書が綴じられていたが、地積測量図は綴じられていなかった。

ウ 次に、審査請求人は当該土地を処分庁が買収により取得したと主張するため、処分庁が〇〇年度に買収で土地を取得した書類を綴じている簿冊(〇〇年度支出負担行為書及び支出命令書)を検分したが、当該土地に係る書類は何ら綴じられていなかった。

エ 以上のことから、処分庁は〇〇町〇〇番の土地の地積測量図を保有していないと認められる。

(3) 〇〇町〇〇番の土地の一部の調停調書

〇〇町〇〇番の土地の登記事項証明書(乙第5号証)によれば、当該土地は審査請求人が相続により取得した以降、分筆や所有権の移転はされていないから、処分庁の〇〇番の土地の一部の調停調書を保有していないという主張は妥当である。

4 結論

以上のことから、処分庁は審査請求人が開示を求める書類を一切保有していない。

したがって、処分庁が本件開示請求に係る保有個人情報をも存在により不開示とした本件処分は妥当である。

よって、第1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和6年10月15日

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委員 桐木 陽子

同 河野 康之

同 牧本 公明